

# 広告宣伝規制で警察庁が再度指導

## 「射幸性と係りのない事項を脱法的に利用」した3例を明示

全日遊連は10月17日、ホール5団体の調印が完了した「総付景品等の提供に関するガイドライン」(前号既報)を各県遊協に送付したが、それと同時に、10月3日開催のホール5団体代表者会議で警察庁担当課長補佐から「パチンコ営業における広告、宣伝等について(通知)」(警察庁の6月22日付け通知文)に関して「助言が示された」として、その要旨を文書化して各県遊協に送った。文書は「著しく射幸心をそそるおそれのある広告宣伝について警察庁が助言」という名前。内容は6月22日付け通知文が3カ月経っても守られていないことへの苦言で、具体的に悪質な3例を指導。全日遊連は各県遊協に対してこの文書内容の周知徹底を求めた。

### 著しく射幸心をそそるおそれのある広告宣伝について警察庁が助言

10月3日開催のホール5団体代表者会議の席上、警察庁側から、6月に通知した広告・宣伝について、要旨以下の通り、具体例を列

挙しての助言がなされた。

◇ 「先般通知した広告・宣伝規制の運用方針の明確化について助言させていただく。

広告・宣伝規制に係る運用方針

の見直しを示してから、3ヶ月ほどが経過したが、依然として規制を故意にのがれようと、隠語その他の表現方法を駆使することにより、従前同様に、著しく射幸心をそそるおそれのある内容を含む広告・宣伝が散見されるところであり、誠に遺憾である。

こうした広告・宣伝においては、本来であれば射幸性と直接係りのない事項についてこれを脱法的に利用する方法がみられるところであり、極めて悪質性の高いものが見受けられるところである。具体的には、

○有名人又は特定の人物をこと

さらゾロメの日等の特定の日に招致することにより、遊技客をして遊技機本来の性能に調整を加えた遊技機等の設置を期待させる広告・宣伝。

○広告・宣伝規制の運用方針の明確化以前には、そのようなものは設けていなかったにもかかわらず、大当たりを象徴する「7」、又は回胴式遊技機の設定「6」にかけて、新たに企業理念を適当に設けて、「7つの約束」や「6つの想い」などと称して、実質的に著しく射幸心をそそるおそれのある表現を記載している広告・宣伝。

○店舗の所在地について、例えば、「〇〇駅東口から徒歩で33秒、160歩、ダッシュで5秒」という広告・宣伝を行い、これにより、「4円パチンコなら33玉で、1円パチンコなら160玉で、20円スロットなら5枚で100円相当の賞品と交換する。」という、いわゆる等価交換違反にあたる内容を巧妙に偽装している広告・宣伝。

等がみられる。

以上申し上げた例は1例に過ぎないが、業界団体の代表の方々におかれては、こうした現状が、業界のコンプライアンスと健全化に向けた姿勢に大変疑念を抱かせるものであって、業界に対する社会的信頼を大きく損なうものである事をご理解いただき、会員企業の方々に對する啓発等にご協力をいただくようお願い申し上げます。

## 低貸玉は依存問題の解決策にならない

「パチンコ依存問題相談機関」の「特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」(RSN、西村直之代表理事)は今年度上半期(4月～9月)の電話相談の概要をまとめ、月刊機関誌「さくら通信54号」で発表した。

「のめりこんでいる種類」はパチンコが154人で前年度上半期比32%減、スロットが50人で同17%減、「両方」が86人で同11%減と、パチンコのみユーザーからの相談の減少が大きく、スロット、「両方」のユーザーの減少は穏やかだった。

「貸玉の種類」は通常貸玉が14

1人で前年度上半期比36%減、低貸玉が48人で45%増と、通常貸玉ユーザーからの相談が減少し、低貸玉ユーザーの相談が増加している。

これについて記事では「低貸玉台の増加の流れを受けた結果です。低貸玉ユーザーの中にも依存問題を持つ人が多く存在しており、低貸玉は金銭問題の発生には一定の抑止力があっても、依存問題の解決策とならないようです」と分析。「今後、低貸玉ユーザーのより詳細な分析を行い、通常貸玉

ユーザーとの相違を検証したいと思えます」としている。

「遊技頻度」の前年度上半期比については「ユーザーの参加頻度にはほとんど変化はありませんでした。貸金法の改正や震災の影響などで参加頻度の減少を予測しましたが、問題あるユーザーには影響は乏しいようです」と、問題あるユーザーの参加頻度は何があっても変わらない点を指摘。

さらに「遊技時間」や「遊技金額」のデータと比較して「後述しますが、遊技料金や時間は減少して

いますので、問題あるユーザーは、お金や時間が無くても、同じパターンで参加し続ける特徴があることを示唆しているのかもしれない」と興味深い推測をしている。

専門的な「SOGS」(問題ギャンブルの簡易スクリーニングテスト)では2点以上該当すると問題ギャンブラーである可能性が高いとされており、SOGSの聞き取り調査ができた194件を解析した結果、「低貸玉ユーザーの相談増加、遊技時間の減少、遊技金額の減少などの動向から、相談者の問題レベルが軽くなっているのではないかと考えましたが、SOGS2点以上98%、5点以上49%で、問題レベル

の軽度化は生じていませんでした」と報告。

「ここでも問題ギャンブラーの「お金や時間が無くても、同じパターンで参加し続ける特徴」が示唆されているようだ。

最後に「2011年上半期のデータ総括」として、「2011年上半期のデータからは、震災の直接的な影響は極めて限定的なものでした。昨年の貸金業法の改正やユーザーの嗜好の変化などの影響が時間経過とともに相談電話のデータ上でも確認されました」として、「震災の影響は今後も見守っていかうと思う」ということで、話を終えている。